

一般財団法人柏崎市体育協会表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、柏崎地域の体育振興に功績のあった者を表彰するものである。

(種類と基準)

第2条 表彰は、次に定める規準の一つ以上に該当する個人又は団体であって、常に体育の向上発展を目指し、社会生活においても模範である者でなければならない。

1 体育功労賞

- (1) 当地域の体育振興と名誉を高揚する上で多大な貢献をした者
- (2) 学問又は技術研究の上で多大な功績があった者

2 指導者賞

- (1) 優れた指導実績により、当地域の体育振興に著しい功績があった者
- (2) 優れた指導技術により、優秀な競技者の育成に努めた者
- (3) 所属団体を永年にわたり優秀な成績を上げさせた者

3 スポーツ栄誉賞

- (1) オリンピック、世界選手権等国际競技会の日本代表に選出された者
- (2) 偉大な記録又は成果を収めた者

4 特別優秀競技者賞

- (1) 継続的な努力により永年にわたり競技者として新潟県のトップレベルにある者

5 感謝状

- (1) 前後各項の他、加盟団体等において当該団体及び本会の発展及び振興に貢献した者、及び賛助会として永年にわたり本会に協力した企業・個人（者）

6 優秀競技者賞

- (1) 競技者として全国大会に出場し、優秀な成績を収めた者
- (2) オリンピック、世界選手権等国际競技会の日本代表の候補選手に選出された者

7 競技者賞

- (1) 県以上の公式大会において優秀な成績を収めた者

8 奨励賞

- (1) 県以上の公式大会において優秀な成績を収めた者

(内申)

第3条 本会加盟団体は、第2条の各項に該当する者を別に定める様式に従い、指定の期日までに本会会長宛に内申するものとする。なお、本会事務局は本会に加盟していない団体または、個人を同様に内申することができる。

(決定)

第4条 本会が設置する表彰選考会において、内申された者について審査検討を行い、表彰該当者を選出し、理事会で決定するものとする。なお、本件に関する表彰選考会及び理事会は、公にすることで率直な意見交換及び表彰の適否を決定する中立性が損なわれ、結果として公正な表彰選考を行うことができなくなる恐れがあることから、審査議事及び評価内容は非公開とする。

(年度内規)

第5条 表彰に必要な事項は、その年度ごとに定めるものとする。

1 プロ選手、プロチームについては当分の期間、認めない。

(当分の期間とは「市からの補助金助成の変化、社会情勢の変化等を勘案して理事会で決める」こととする)

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、本会が設置する表彰選考会において必要に応じて検討を行い、理事会で決定するものとする。

(細則)

第7条 この規定の施行は、別に定めた細則に基づくものとする。

(附則)

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

一般財団法人柏崎市体育協会 表彰規定細則

(基準条件)

第1条 規定第2条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項の該当者は、同一人に対し同一の表彰は行わない。第3項スポーツ荣誉賞受賞者は以後の下位の表彰は行わない。また、第1項体育功労賞、第3項スポーツ荣誉賞は、スポーツに関する功績により叙勲、褒章、文部科学大臣表彰、新潟県知事表彰、新潟県教育委員会表彰（国民体育大会における優勝者及びその指導者として表彰された者を除く）及び（公財）新潟県スポーツ協会表彰を受けた者を除く。

(功績条件)

第2条 規定第2条第1項体育功労賞の「多大な功績」とは、加盟団体該当者にあつては、団体役員（会長、副会長、理事長）としての活動実績が概ね10年あり、当該団体の発展または、本協会が目指す体育振興に功績顕著な者をいう。

- 2 規定第2条第6項優秀競技者賞（2）「日本代表候補選手に選出された者」には、全国規模の強化合宿等に選抜された者も対象とする。
- 3 規定第2条第5項感謝状は、加盟団体等で長期間運営にたずさわり、スポーツの普及発展に尽くした者、及び 賛助会員として10年以上本会に協力した企業・個人を対象とする。

(該当条件)

第3条 規定第2条第3項スポーツ荣誉賞の該当者は、当市に居住・在学・在職、本市出身者とする。

- 2 同項（1）に示す「日本代表に選出された者」とは、オリンピック、世界選手権、アジア選手権、ユニバーシアード、ジュニア世界選手権の日本代表選手として選手登録（補員含む）され、その大会に同行した者をいう。
- 3 同項（2）に示す「偉大な記録」とは、世界記録、世界最高記録、日本記録、日本最高記録をいう。
- 4 規定第2条4，6，7，8項の該当者は、市内の各学校に在学する者、もしくは、本体育協会加盟団体の登録者を対象とする。

(年数回数条件)

第4条 規定第2条第2項指導者賞、第4項特別優秀競技者賞において「永年にわたり」とは、概ね10年をいう。

- 2 規定第2条第2項（2）に示す「優秀な競技者の育成」とは、優秀競技者賞及び競技者賞に該当する個人もしくは団体を3回以上受賞させた実績を持つこと。

(大会基準、順位基準)

第5条 規定第2条第5項優秀競技者賞において「全国大会に出場し、優秀な成績」とは、次のことをいう。

- 1 全国大会とは、国民体育大会、種目別全国大会（小、中、高、大学を含む）等をいう。
- 2 優秀な成績とは、
 - (ア) 個人にあつては上位8位以内の者または大会新記録を樹立した者
 - (イ) 団体にあつては上位8チーム以内
 - (ウ) 種目別全国大会（オープン参加大会の場合）の表彰選考は「国体等全国大会出場選手強化事業補助基準」1-(9)に準拠する。

第6条 規定第2条第7項競技者賞及び第8項奨励賞については、次のように定める。

- 1 「県以上の公式大会」とは、種目別競技団体、学校体育連盟等の主催（共催は除く）するブロック大会、県大会及び同規模の大会であり、表彰選考会及び理事会で認めた大会とする。
- 2 「優秀な成績」とは、
 - (ア) 県大会においては、個人は1位、団体は2位以内。
 - (イ) ブロック大会においては、個人、団体ともに3位以内。

(ウ) 県大会、ブロック大会がオープン参加大会の場合、「国体等全国大会出場選手強化事業補助基準」1-(9) に準拠する。

(エ) 県大会、ブロック大会において、その競技の新潟県新記録を樹立した者。

- 3 県大会以下の大会でも、その競技の新潟県新記録を樹立した者については、競技者賞の対象とする。
- 4 生涯スポーツ部門の表彰は、すべて奨励賞とする。

(附則)

この規定細則は、平成30年4月1日から実施する。

一般財団法人柏崎市体育協会 表彰規定
提出上の留意事項（内規）

（提出）

第1条 小・中学校の内申については、小・中体連が取りまとめ一括して提出し、地域スポーツクラブは本会加盟団体から提出する。

（選考）

第2条 規定第4条「本会が設置する表彰選考会」とは、優秀競技者・競技者・奨励については選手強化部会、特別賞（功労、指導者、栄誉、特別優秀競技、感謝の各賞）は理事会があたる。

（人数）

第3条 特別賞（功労、指導者、感謝各賞）の内申は、毎年度 各団体各賞1名以内とする。

（対象大会）

第4条 規定第2条第7項競技者賞の対象となる「県以上の公式大会」は、規模、内容等、多様化しているため、下記、大会を参考に内申すること。

（1） 学体連主催

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 県中学校総合体育大会 | ・ 県高等学校総合体育大会 |
| ・ 北信越中学校総合競技大会 | ・ 北信越高等学校総合競技大会 |
| ・ 全国中学校大会 | ・ 全国高等学校大会 |
| | ・ 県高等学校新人大会 |

（2） 文科省、日スポーツ協、県スポーツ協、県教育委員会、県〇〇協会・連盟主催；

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ・ 国民体育大会、
・ 同 予選会 | ・ 全日本〇〇選手権大会、
・ 同 予選会 |
| ・ 全日本ジュニア選手権大会、
・ 同 予選会 | ・ 全日本小学生大会、
・ 同 予選会 |
| ・ 県〇〇選手権大会 | ・ 県中学校新人大会 |
| ・ 各地区予選会を経た県大会 | |

（3） 競技者賞の対象としない「県大会」は「奨励賞」とする。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・ 県スポーツ少年団総合体育大会 | ・ 県〇〇 △年生大会 |
| ・ 県青年大会 | |

（対象部門）

第5条 生涯スポーツ部門は、奨励賞とする。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ・ 県、ブロック、全国種目別マスターズ大会、年代別大会 | |
| ・ 県スポーツフェスティバル | ・ 全国ねんりんピック |

（添付書類）

第6条 大会の多様化に伴い、その内容が把握できない大会があるため、参加者数の少ない大会、新しい大会、県予選会のない大会等は、大会要項及び大会プログラム等を添付し申請すること。

（大会名等文字を正確に）

第7条 個人及び団体構成メンバー等の氏名及び大会名等申請書の記載にあたっては、楷書体で誤字脱字のないように正確に記入すること。

（附則）

この留意事項（内規）は、平成30年4月1日から実施する。